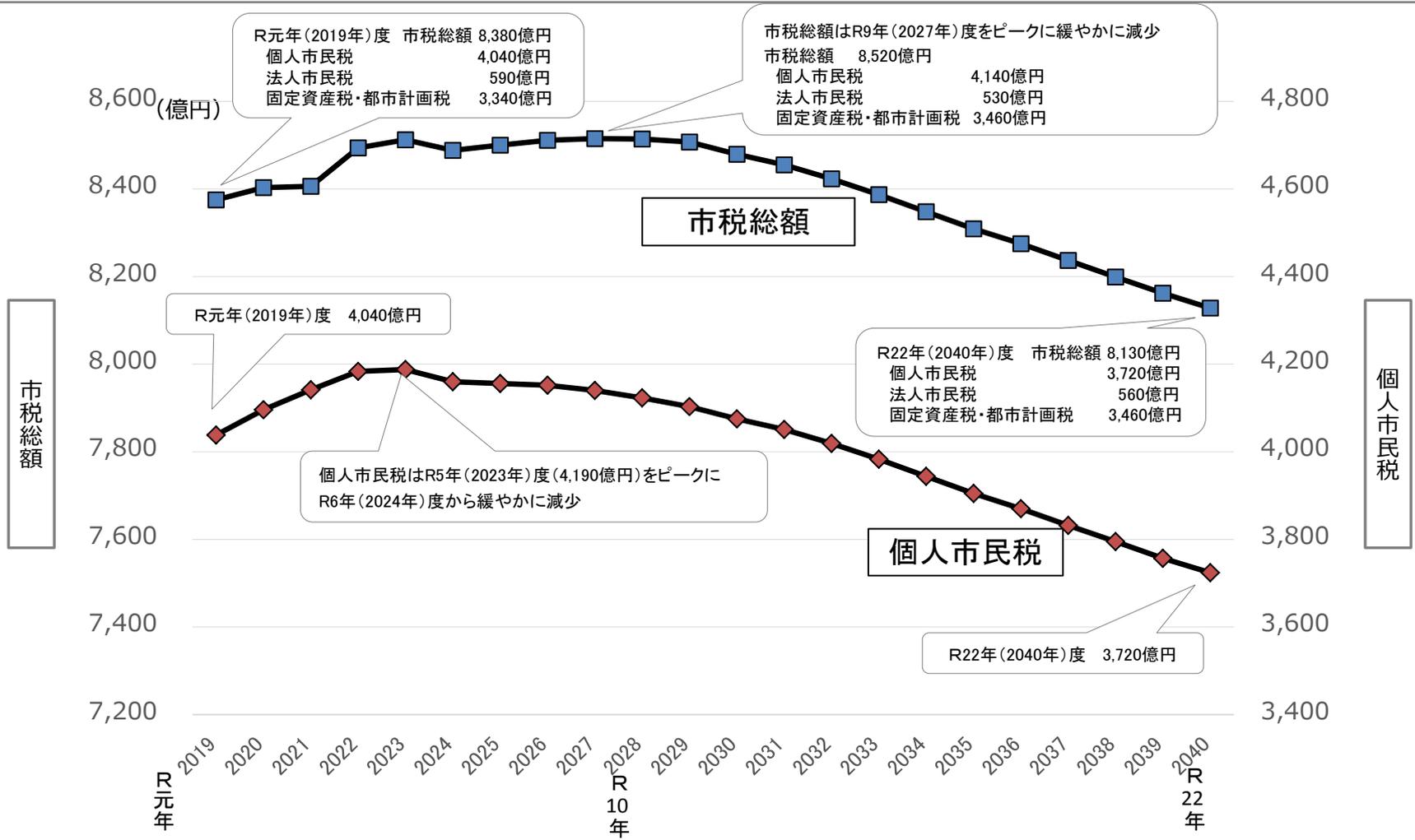


【個人市民税、固定資産税、都市計画税、法人市民税の推移（市税の見通し）】

・令和元年（2019年）度予算を起点に、22年（2040年）度までの見通しを試算しました。  
 ・「横浜市将来人口推計（H29.12）」や「中長期の経済財政に関する試算（内閣府、平成31年1月）」における、経済が足元の潜在成長率並みで推移するベースラインケース（今後10年の平均成長率が実質1%程度、名目1%台後半程度）等をもとに試算しました。

	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
名目GDP成長率	(2.4)	(2.3)	(1.5)	(1.7)	(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.6)	(1.5)	(1.5)



地下鉄や臨港幹線道路の延伸、上下水道などの敷設に係わる市費負担の捻出方法と負担することの考え方

I Rの整備に伴うインフラ整備の官民の分担は、今後の専門的な調査やサウンディングの実施、実施方針を策定するなかで明確化していきます。

なお、I Rの整備とは別に、すでに横浜港港湾計画に位置付けられている臨港幹線道路の未整備区間については、国土交通省の直轄事業となるよう、港湾局において要望しています。

<参考>特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）

イ 実施方針の記載事項

（オ）設置運営事業者等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

～略～IR 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して、IR 事業者に金銭の負担を求める場合には、その負担の内容及びその金額を、できる限り具体的に示すことが求められる。

## 山下ふ頭の移転補償費の支払済額と今後の推移

- ・支払済額：約190億円
  - ・臨海債総事業費（移転補償費等見込額）：約460億円
- ※この見込額は、今後の調査及び検討により変更される場合があります。

## ご記入にあたって（注意事項）

資料25、41

- 1 入力欄が足りない場合は、適宜、行の幅の変更や追加によりご対応ください。（列の追加は行わないでください。）
- 2 為替レートは、USドル 1ドル=110円でご記入ください。
- 3 調査票②、③については、安定稼働時の状況をご記入ください。なお、開業5年目で安定稼働となると想定しています。異なる見込みの場合は、調査票②「当期純利益」欄にその旨と理由をご記入ください。
- 4 調査票③-1については、添付したPDFファイル「【参考】20190426press（H30 観光集客実人員及び観光消費額）」を参考に、実人員を算出してください。  
また、③-2については、延べ数で算出してください。

■IRに関する情報提供 ①経済効果、雇用創出

項目			
		金額等	備考(算出根拠等)
経済波及 効果	本市への経済効果	-	
	IR建設時	-	
	直接効果[★]	億円	
	全体効果[★]	億円	
	IR運営時	-	
	直接効果[★]	億円	
	全体効果[★]	億円	
	神奈川県への経済効果	-	
	IR建設時	-	
	直接効果	億円	
	全体効果	億円	
	IR運営時	-	
	直接効果	億円	
	全体効果	億円	
	国内への経済効果	-	
	IR建設時	-	
	直接効果	億円	
	全体効果	億円	
	IR運営時	-	
	直接効果	億円	
全体効果	億円		
雇用創出 効果	本市への経済効果	-	
	IR建設時[★]	人	
	うち直接雇用者数[★]	人	
	うち間接雇用者数[★]	人	
	IR運営時[★]	人	
	うち直接雇用者数[★]	人	
	うち間接雇用者数[★]	人	
	神奈川県への経済効果	-	
	IR建設時	人	
	うち直接雇用者数	人	
	うち間接雇用者数	人	
	IR運営時	人	
	うち直接雇用者数	人	
	うち間接雇用者数	人	
	国内への経済効果	-	
	IR建設時	人	
	うち直接雇用者数	人	
	うち間接雇用者数	人	
	IR運営時	人	
	うち直接雇用者数	人	
うち間接雇用者数	人		

■IRに関する情報提供 ②事業性

項目		金額等	
		金額等	備考(算出根拠等)
事業性	投資見込額[★]	億円	
	整備コスト(初期投資)[★]	億円	【市内調達率 %】[★]
	建築工事、設備投資等	億円	
	カジノ施設	億円	
	国際会議場施設(1号)	億円	
	展示施設(2号)	億円	
	魅力増進施設(3号)	億円	
	送客施設(4号)	億円	
	宿泊施設(5号)	億円	
	その他施設(6号)	億円	
	その他(外構等)	億円	
	計画地内インフラ整備[★]	億円	必要な項目とコストをご記入ください。
	その他開発経費等(設計費、事務費等)	億円	
	土地代金[★] (取得代金又は賃料年額)	億円	借地を想定する場合は、希望する借地期間をご記入ください。
	運営コスト(年間)[★]	億円	【市内調達率 %】[★]
	計画地外インフラ整備[★]	億円	
	IR年間売上見込額[★]	億円	
	ゲーミング売上見込額[★]	億円	
	海外客 売上見込額	億円	
	マス:VIP割合		
	国内客 売上見込額	億円	
	マス:VIP割合		
	海外客:国内客の割合		
	ハンゲーミング売上見込額[★]	億円	
	カジノ施設(飲料など)	億円	
	国際会議場施設(1号)	億円	
	展示施設(2号)	億円	
	魅力増進施設(3号)	億円	
送客施設(4号)	億円		
宿泊施設(5号)	億円		
その他施設(6号)	億円		
ゲーミング割合[★]			
当期純利益[★]			
EBITDA[★]	億円	投資額に対するEBITDAの倍率 倍	
投資回収年数[★]	年		

■IRに関する情報提供 ③-1 【実人員ver.】訪問客数、観光消費、増収効果

項目			
		金額等	備考(算出根拠等)
訪問客数 ※延べ数ではなく、実人員を算出してください。 (市文化観光局発表資料参照)	IR設置による市全体への観光客数(年間)[★]	万人	
	日帰り客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	宿泊客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	IR訪問客数(年間) [★]	万人	
	日帰り客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	宿泊客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	IR内ホテル:IR外(市内)ホテルの割合 [★]		
	うち、カジノ訪問客数(年間) [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	IR訪問客のうち、カジノ訪問客の占める割合 [★]		
	うち、MICE施設訪問客数(年間) [★]	万人	
	国際会議場施設(1号) [★]	人	
	開催件数(年間) [★]	件	
	参加者数 [★]	人	
	展示場施設(2号) [★]	人	
	開催件数(年間) [★]	件	
参加者数 [★]	人		
観光消費	市全体の観光消費額の増加(年間) [★]	億円	
増収効果(市)	増収額合計 [★]	億円	
	カジノ納付金 [★]	億円	
	カジノ入場料 [★]	億円	
	その他の税収 [★]	億円	
	法人市民税 [★]	億円	
	固定資産税・都市計画税 [★]	億円	
	その他(事業所税等)	億円	

■IRに関する情報提供 ③-2 【延べ数ver.】訪問客数、観光消費、増収効果

項目			
		金額等	備考(算出根拠等)
訪問客数 ※延べ数 で算出し てくださ い。	IR設置による 市全体への観光客数(年間)[★]	万人	
	日帰り客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	宿泊客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	IR訪問客数(年間) [★]	万人	
	日帰り客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	宿泊客数 [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	IR内ホテル:IR外(市内)ホテルの 割合 [★]		
	うち、カジノ訪問客数(年間) [★]	万人	
	海外客:国内客の割合 [★]		
	IR訪問客のうち、カジノ訪問客の占 める割合 [★]		
	うち、MICE施設訪問客数(年間) [★]	万人	
	国際会議場施設(1号) [★]	人	
	開催件数(年間) [★]	件	
	参加者数 [★]	人	
	展示場施設(2号) [★]	人	
	開催件数(年間) [★]	件	
参加者数 [★]	人		
観光消費	市全体の観光消費額の増加(年間) [★]	億円	
増収効果 (市)	増収額合計 [★]	億円	
	カジノ納付金 [★]	億円	
	カジノ入場料 [★]	億円	
	その他の税収 [★]	億円	
	法人市民税 [★]	億円	
	固定資産税・都市計画税 [★]	億円	
	その他(事業所税等)	億円	

■IRに関する情報提供 ④施設概要

項目				
		延床面積	NET面積(専有)	備考(算出根拠等)
施設概要	カジノ施設 [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	うち、ゲーミング面積 [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	国際会議場施設(1号) [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	最大国際会議室の収容人員 [★]	人	—	
	展示施設(2号) [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	魅力増進施設(3号) [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	主な施設の名称、座席数等		—	
	送客施設(4号) [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	宿泊施設(5号) [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	室数・うちスイートルームの室数 [★]	室・ 室	—	
	スイートルーム割合 [★]	割	—	
	最小客室面積	m <sup>2</sup>	—	
	スイートルームの最小面積	m <sup>2</sup>	—	
	その他施設(6号) [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	主な施設の名称、規模等 [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	駐車場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	台数 [★]	台	—	
	IR施設合計面積 [★]	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり  
検討調査（その2） 報告書(抜粋)

平成 28 年 3 月

横浜市

委託先：有限責任監査法人トーマツ

ii. カジノ運営事業者の法規制に基づく取組

シンガポールでは、カジノ管理法等に基づき、カジノ運営事業者は以下のギャンブル依存症対策を実施している。

シンガポールにおける法規制に基づく取組

		内容	
入場制限	入場料徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールの内国人及び永住者よりカジノ施設への入場料を徴収（入場料は 24 時間パス（100SGD（8,500 円）／回）と年間パス（2,000SGD（170,000 円／年）の 2 種類）</li> </ul>	
	年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>21 歳未満の者のカジノ施設への入場を禁止</li> </ul>	
	排除プログラム	自己排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会に入場排除申請をした者をカジノ施設から排除</li> </ul>
		家族排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会に対して家族によって入場排除申請された者をカジノ施設から排除</li> </ul>
		強制排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の者をカジノ施設から排除                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- カジノ運営事業者・カジノ規制機構・警察に指定された者</li> <li>- カジノ管理法が定める条件に該当する者（すなわち、生活保護受給者、債務未返済の破産者）</li> <li>- 問題ギャンブル全国協議会が特定の条件<sup>158</sup>に該当すると認定し、強制的に入場排除登録をした者</li> </ul> </li> </ul>
	入場回数制限	自己	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会に入場回数制限申請をした者に対して、申請入場回数分のみカジノ施設への入場を許可</li> </ul>
		家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会に対して家族によって入場回数制限申請された者に対して、申請入場回数分のみカジノ施設への入場を許可</li> </ul>
強制		<ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブル全国協議会が特定の条件に該当すると認定し、強制的に入場回数制限登録をした者に対して、登録入場回数分のみカジノ施設への入場を許可</li> </ul>	
広告制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノに関する国内向けの広告・宣伝を禁止<sup>159</sup></li> </ul>	
金銭入手手段の制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>内国人に対する信用取引<sup>160</sup>を禁止<sup>161</sup></li> </ul>	

<sup>158</sup> 特定の条件とは、問題のある信用記録を持つこと、ギャンブルによって金銭トラブルに陥る可能性があることである。

<sup>159</sup> 但し、カジノ規制機構の許可を得た場合、広告・宣伝活動が可能である。

<sup>160</sup> 信用取引とは、金銭・チップ以外での賭金の受入、金銭または金銭的価値を有する物の貸与、クレジットカード取引またはデビットカード取引による金銭・チップの供与、与信の付与が含まれる。

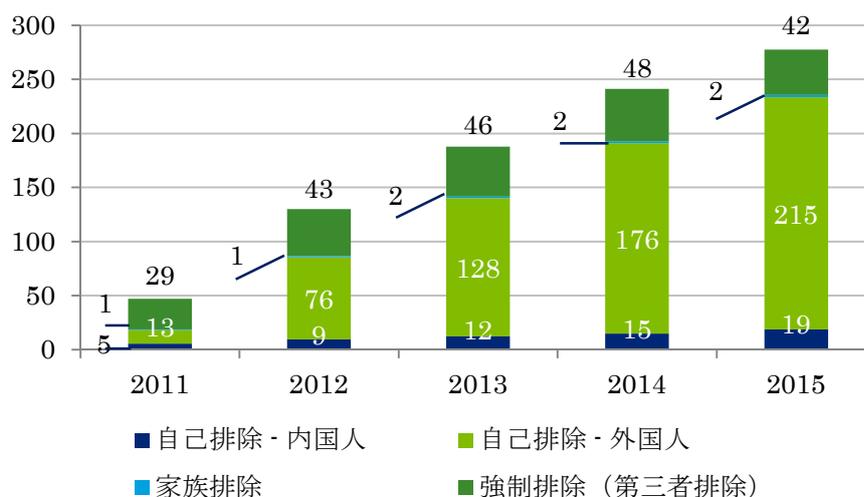
<sup>161</sup> 但し、内国人のうち、残高が 10 万 SGD（850 万円）を超えるデポジット口座を保有する者については、カジノ運営事業者は与信を提供できる。

	内容
金銭入手手段の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カジノ施設内の ATM 設置を禁止</li> </ul>
責任あるゲーミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 責任あるゲーミング・プログラム<sup>162</sup>を策定し、カジノ規制機構の承認を取得</li> <li>• 当該プログラムは年次で自ら評価し、報告書に取り纏め、カジノ規制機構に提出</li> </ul>

出所：シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

排除プログラムの登録者数は年々増加しているが、これは主に自己排除プログラム登録者数の増加、特に外国人登録者の増加によるものであることが分かる。外国人による自己排除プログラム登録者数増加の理由としては、政府による外国人労働者受入推進を背景として企業による外国人労働者の雇用が増加しており、多くの企業が外国人労働者を雇用する際に自己排除申請を要請していることが考えられる。

シンガポールにおける排除プログラムの種類別登録者数推移（千人）



出所：シンガポール政府の公表情報をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

### iii. カジノ運営事業者の自主的な取組例

シンガポールでは、責任あるゲーミング活動の一環として、カジノ運営事業者が顧客のために、カジノ施設内に責任あるゲーミングに係るパンフレット・看板等を設置しているほか、ギャンブル依存症の兆候を示す顧客の行為等を発見した場合、一定期間、顧客をカジノから排除することとしている。また、責任あるゲーミング・アンバサダーを配置し、ギャンブル依存症

<sup>162</sup> 責任あるゲーミング・プログラムとして、カジノ運営事業者の従業員に対する責任あるゲーミングの研修・教育、顧客自らカジノ利用上限金額を設定できる自己上限設定プログラムの提供、上級管理職から成る責任あるゲーミング委員会の設置及び責任あるゲーミング・プログラムの策定・評価等がある。

## 横浜市が依存症対策について現在実施している内容、体制、市の負担、市大との連携

### 1 実施内容

#### (1) 依存症相談関係

##### ア 依存症相談窓口（こころの健康相談センター）

依存症問題でお困りの市民の方や関係機関を対象に、電話や面接による相談を実施しています。（平成 29 年 5 月から窓口開設）

##### イ 精神保健福祉相談等（区福祉保健センター）

精神保健福祉相談の一環として、依存症について、電話や面接による相談を実施しています。

#### (2) 普及啓発（こころの健康相談センター）

リーフレットやホームページによる情報発信とともに、啓発週間に合わせた広報よこはまへの特集記事の掲載など、啓発活動を実施しています。

#### (3) 依存症回復プログラム（こころの健康相談センター）

依存症の当事者を対象として、こころの健康相談センター（精神保健福祉センター）において、依存症の疾病の特性や行動などのパターンを学ぶプログラムを実施しています。

##### ■実施方法（令和元年度）

1 クール（週 1 回× 8 週）、各回定員 10 名程度、年間 3 クール開催

#### (4) 家族教室（こころの健康相談センター及び区福祉保健センター）

依存症者の家族を対象として、専門家による講義や参加者による意見交換等のプログラムをとおして、疾病や対応について学習する場として開催しています。

こころの健康相談センターでは、平成 14 年度の開始時から平成 28 年度までは、「薬物依存症家族教室」として実施していましたが、平成 29 年度からは、依存症全般を対象とした開催しています。

#### (5) 支援者向け研修会（こころの健康相談センター）

区福祉保健センターや地域ケアプラザなど、支援機関の専門職を対象にした、依存症に関する相談対応や支援方法を学ぶ研修を開催しています。

### 2 依存症対策予算額

平成 30 年度： 9,983 千円、平成 31 年度： 23,342 千円

※ 医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面を中心に、研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらおうよう今後協議を始めます。

(2) 市外移動

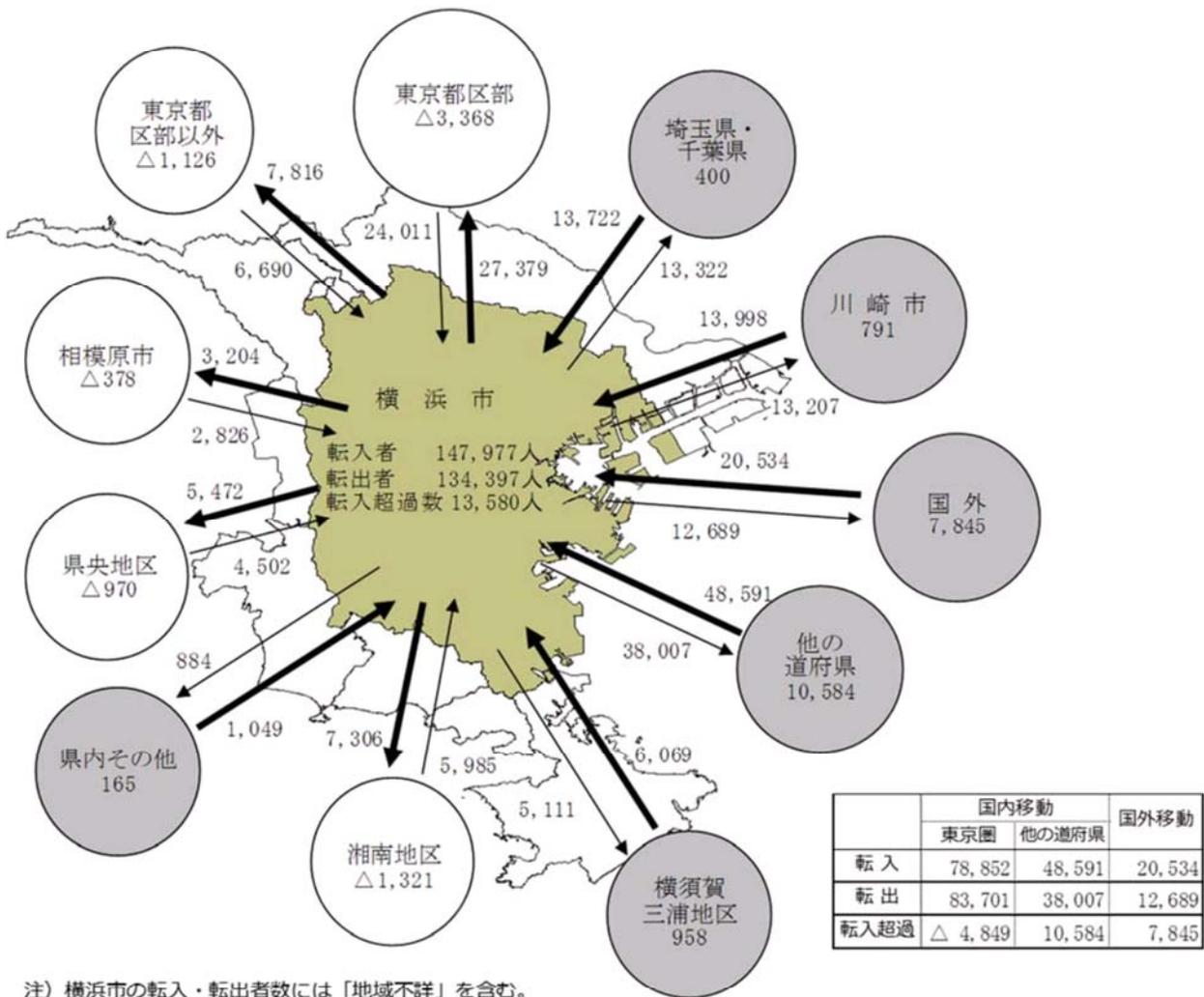
・東京都区部への転出超過が目立つ

市外移動を移動前・移動後の住所地別にみると、都道府県別の転入は、神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県の順で、転出は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の順で多くなっており、これら東京圏内だけで転入者の53.3% (78,852人)、転出者の62.3% (83,701人) を占めています。

横浜市の転入超過数 (13,580人) を地域別にみると、東京圏内では、横須賀三浦地区 (958人) が前年に引き続き転入超過となり、川崎市 (791人)、埼玉・千葉県 (400人) は転入超過に転じています。その他の地域では、東京都区部 (転入超過数マイナス3,368人)、東京都区部以外 (同マイナス1,126人)、湘南地区 (同マイナス1,321人)、県央地区 (同マイナス970人) などが、転出超過となっています。この結果、東京圏内全体での転出超過は前年より減少し、4,849人となっています。一方、東京圏以外の道府県は10,584人の転入超過、国外は7,845人の転入超過となっています。

[図1-9、図1-10、表1-5、統計表第14表、第15表]

図1-9 地域別にみた転入・転出者数 (平成30年中)



注) 横浜市の転入・転出者数には「地域不詳」を含む。

東京都と神奈川県の細区分

- 東京都区部 : 23 特別区
- 東京都区部以外 : 23 特別区を除く都内の市町村
- 川崎市 : 川崎市 (川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)
- 相模原市 : 相模原市 (緑区、中央区、南区)
- 横須賀三浦地区 : 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡 (葉山町)
- 県央地区 : 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡 (愛川町、清川村)
- 湘南地区 : 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡 (寒川町) 中郡 (大磯町、二宮町)
- 県内その他 : 小田原市、南足柄市、足柄上郡 (中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)、足柄下郡 (箱根町、真鶴町、湯河原町)

図1-10 東京圏内各地域の転入・転出超過数の推移（平成26年中～30年中）

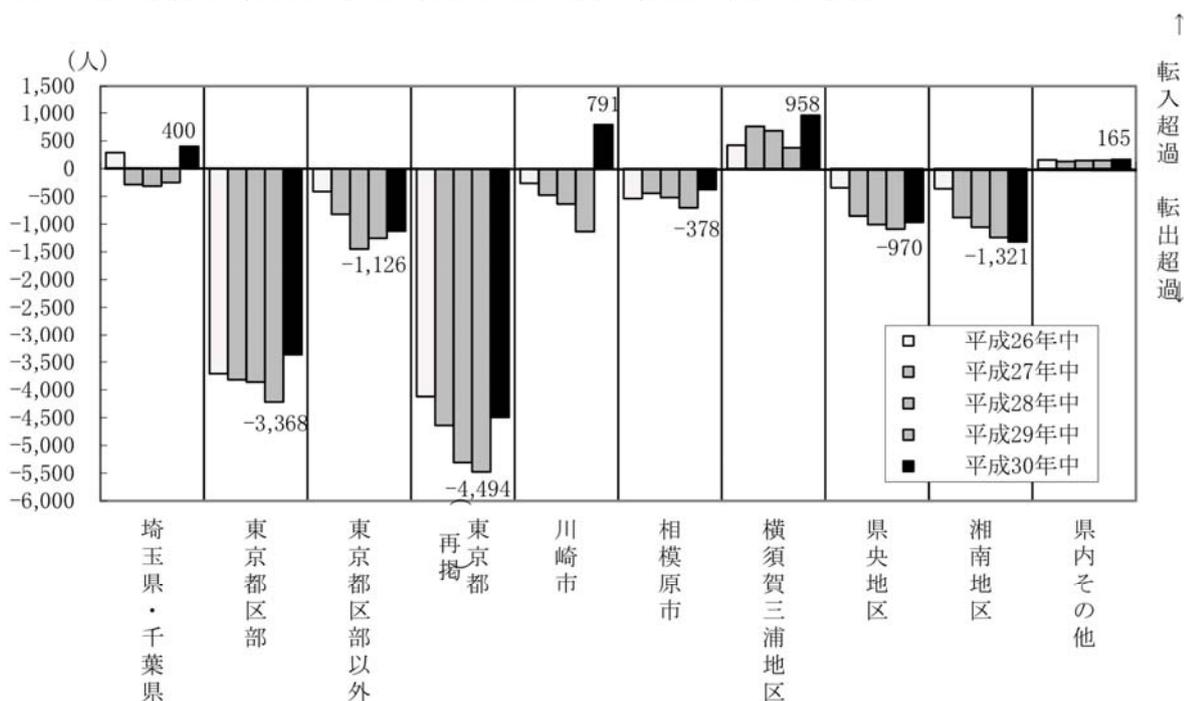


表1-5 移動前・移動後の住所地別転入・転出者数の順位（平成30年中）

都道府県		県内・東京都区部	
【転入】	【転入超過】	【転入】	【転入超過】
1 神奈川県 34,429	1 愛知県 994	1 川崎市 13,998	1 横須賀市 1,079
2 東京都 30,701	2 兵庫県 649	2 大田区 4,362	2 川崎市 791
3 千葉県 7,230	3 福岡県 634	3 横須賀市 3,644	3 大田区 307
4 埼玉県 6,492	4 静岡県 616	4 世田谷区 2,910	4 厚木市 87
5 愛知県 4,400	5 新潟県 574	5 藤沢市 2,853	5 三浦市 81
6 大阪府 4,263	6 大阪府 570	6 相模原市 2,826	6 小田原市 67
7 静岡県 3,693	7 宮城県 500	7 大和市 1,932	7 足柄上郡 61
8 福岡県 2,795	8 福島県 405	8 品川区 1,805	8 秦野市 40
9 兵庫県 2,766	9 茨城県 397	9 町田市 1,578	9 練馬区 36
10 北海道 2,702	10 青森県 355	10 鎌倉市 1,452	10 南足柄市 31
(再掲) 東京圏 78,852			10 愛甲郡 31

都道府県		県内・東京都区部	
【転出】	【転出超過】	【転出】	【転出超過】
1 東京都 35,195	1 東京都 4,494	1 川崎市 13,207	1 町田市 837
2 神奈川県 35,184	2 神奈川県 755	2 大田区 4,055	2 藤沢市 803
3 千葉県 6,990	3 沖縄県 41	3 藤沢市 3,656	3 大和市 525
4 埼玉県 6,332		4 世田谷区 3,285	4 品川区 405
5 大阪府 3,693		5 相模原市 3,204	5 茅ヶ崎市 404
6 愛知県 3,406		6 横須賀市 2,565	6 相模原市 378
7 静岡県 3,077		7 大和市 2,457	7 世田谷区 375
8 北海道 2,440		8 町田市 2,415	8 江東区 312
9 福岡県 2,161		9 品川区 2,210	9 中央区 296
10 兵庫県 2,117		10 鎌倉市 1,637	10 渋谷区 251
(再掲) 東京圏 83,701			

注) 神奈川県には、横浜市内の移動は含まない。

## I R（統合型リゾート）推進事業におけるアドバイザー支援委託について

年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※
金額	77,000 千円	111,000 千円	29,000 千円
目的	実施方針の策定・事業者公募準備	事業者公募・選定	区域認定申請
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サウンディング実施支援</li> <li>○競争力強化・事業効果最大化に向けた分析</li> <li>○事業実施条件・公募条件の検討支援</li> <li>○実施方針策定支援</li> <li>○事業者選定方法の検討支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者公募・選定手続き支援</li> <li>○応募事業者の実態調査（経営実態等の適格性確認）</li> <li>○事業者との実施協定・契約交渉支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域整備計画作成支援</li> <li>○事業者との各種調整支援</li> </ul>
各年度に共通して発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロジェクトマネジメント</li> <li>○各会議体の資料作成・運営支援</li> <li>○通訳・翻訳業務</li> </ul>		

※令和2～3年度について140,000千円の債務負担設定。年度割については、現時点の想定であり、変更となる場合があります。

## I R（統合型リゾート）推進事業における法務支援について

### 1 令和元年度9月補正予算要求額

40,000 千円

### 2 主な業務内容

- ・ 海外事例（契約項目、関連法令等）の調査・分析
- ・ 各種法的論点整理・課題検討に係る法務支援
- ・ 実施方針・区域整備計画に記載する法的事項整理
- ・ 事業者と締結する実施協定案の作成に向けた論点整理

### 3 支援が想定される法律等

特定複合観光施設区域整備法、会社法、商法、民法、地方自治法、税関係、WTO等の日本と海外との協定等

**平成 28 年度**  
**横浜市における依存症対策の現状調査**

**報告書（抜粋）**

**横浜市**  
**平成 29 年 3 月**

### 3. 横浜市における依存症対策のまとめと課題

---

### 3. 横浜市における依存症対策のまとめと課題

#### ○調査の実施内容

- ・本調査は、横浜市及びその周辺域を中心とした地域の様々な社会資源による依存症対策（主にアルコール、薬物、ギャンブル依存症）の取組等を把握し、整理することによって、今後の横浜市における依存症対策の検討に資することを目的とした。
- ・調査項目としては、本市の実施事業のほか、依存症に対応する県内の医療機関（病院・診療所）、市内の民間団体（回復施設、自助グループ）、都道府県・政令市の精神保健福祉センター、国などの取組を対象とした。
- ・調査方法としては、一般的に情報収集のために用いられる既存文献（主にインターネット）からの情報を中心として、情報の収集を行った。あわせて、今後、施策の検討の中でも重要であると考えられる医療機関に関しては、既存文献からは読み取りにくい対応プログラムや関連機関の連携など状況について把握するため、アンケート調査を行った。

#### ○調査の中から見えてきたこと

- ・市内の社会資源としては、「精神保健福祉センター」2か所（神奈川県立精神保健福祉センター、横浜市こころの健康相談センター）、「区役所福祉保健センター」18か所、「医療機関」20か所（病院5か所、診療所15か所。アンケート調査において依存症に対応していると回答のあった機関に限る。）、「回復施設の拠点」10か所、「自助グループのミーティング会場」105か所（アルコール73か所、薬物16か所、ギャンブル16か所）となっていることが分かった。（平成29年3月現在）  
また、分布状況としては、行政機関を除く「医療機関」、「回復施設の拠点」は、概ね、市中心部及び相模鉄道本線沿線にまとまっていることが分かった。  
さらに、「自助グループのミーティング会場」は、市中心部及び鉄道沿線に多く見られることから、交通便利性の高い場所で活動が展開されていることが想定される。
- ・「医療機関」については、県内36か所の機関（病院10か所、診療所26か所。アンケート調査において依存症に対応していると回答のあった機関に限る。）のうち、依存症の外来対応が可能な分野の内訳をみると、アルコールが35か所（病院10か所、診療所25か所）と一番多く、次いで薬物が21か所（病院6か所、診療所15か所）、ギャンブルが16か所（病院3か所、診療所13か所）となっている。（重複回答）  
また、認知行動療法等の個別療法をはじめとした様々な回復プログラムの実施や、行政機関のほかに、専門医療機関や回復施設、自助グループ等への紹介・連携が行われていることが分かった。  
さらに、紹介・連携先としては、アルコールは専門医療機関、薬物・ギャンブルは自助グループが最も多いなど、分野により違いがあることが分かった。

- ・「精神保健福祉センター」については、国が推奨する回復プログラムであるSMART P P（せりがや覚せい剤再発防止プログラム）をベースとした、様々な依存症の回復プログラムが各地のセンターで開発、試行、実施され始めており、依存症対策の専門的対応が進みつつあることが分かった。

しかしながら、そのプログラムへの参加等に関しては、専門的かつ個別な対応が必要であることが多いため、ホームページ上などから取得できる情報が限定的であることも分かった。

- ・「国」については、

- ① 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」の設置（平成28年12月、主宰：内閣官房長官）による、ギャンブル等依存症全般についての包括的な対策の推進・検討の開始
- ② 厚生労働省における「依存症対策推進本部」の設置（平成28年12月、本部長：厚生労働大臣）による、アルコール・薬物・ギャンブル依存に関する事業の推進組織の整備
- ③ 厚生労働省における「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」や「依存症対策総合支援事業」等（平成29年度～）による、全国拠点機関（久里浜医療センター）や地域における依存症医療・支援体制の整備

など、依存症対策のさらなる拡充に向けた新たな取組が進められている。

#### ○まとめ

- ・既存文献やアンケートから見えてきた情報では、依存症に対応する社会資源が現存することが読み取れるが、市民にとって、社会資源の情報を網羅的に示すものや、個々の状況によって何を活用すればよいのかといった情報に容易にアクセスすることが、現時点では難しい状況であると考えられる。
- ・この状況を踏まえ、今後は、市内の依存症の対応に関する社会資源の詳細な情報について、市民にとって、さらに身近なものとなり、必要となったときにいつでも、個々の状況に適した対応に繋がることができるよう、まずは、依存症の対応に関する情報提供の方法について、検討を進める必要がある。

## 広報よこはま特別号の概要（予定）

- 1 内容  
I Rの実現に向けた横浜市の考え方、市民説明会のご案内など
- 2 仕様  
4色×4ページ
- 3 配布方法  
全戸配布もしくは新聞折込及びPRボックス等への配架  
※調整中
- 4 配布数  
配布方法確定次第、配布数を確定
- 5 配布時期  
補正予算の議決をいただいてから、なるべく早期に発行できるよう調整

令和元年度9月補正予算 一覧(案)

【IR(統合型リゾート)推進事業】

(単位:千円)

項目	内容	積算の考え方	節	補正額
アドバイザリー支援 ◆債務負担設定(R2-R3年度:140,000千円)				77,000
アドバイザリー支援	より専門的な調査分析や業務支援に係る監査法人等への委託	【他都市事例参考】	13[1]	77,000
法務支援				40,000
法務支援	各種法的論点整理、課題検討に係る法務支援、各種契約書の原案作成等	【他都市事例参考】	12[4]	40,000
交通・アクセス対策等検討調査				75,000
交通・アクセス対策等検討調査等	交通量推計等、交通対策手段(アクセス施設)検討、山下ふ頭現況測量等	【他事例参考】	13[1]	40,000
土地価格調査	土地価格調査:35,000千円(17,500千円×2者)	【他事例参考】調査報告書:35,000千円(17,500千円×2者) ※「土地鑑定評価依頼事務要領」(財政局)鑑定報酬額表による47haを想定	13[1]	35,000
懸念事項対策				30,000
依存症実態調査	専門医療機関等と連携した調査を実施 ※市内3,000人を想定	【他事例参考】専門医療機関等と連携した調査を実施 ※市内3,000人を想定 【参考】H28国の予備調査	13[1]	30,000
市民説明会等関連経費				30,000
市民説明会・セミナー	市民説明会等運営委託 シンポジウム運営委託	説明会受付等:5,400,000円(300,000円×18区) シンポジウム運営等委託:600,000円	13[1]	6,000
啓発用配布資料 【広よこ特別版を全戸配布】 ※令和元年世帯数	作成・配布委託	配布:11,970,000円(1,710,000部(※)×7.0円)	13[1]	12,000
	印刷	印刷:5,985,000円(1,710,000部(※)×3.5円)	11[4]	6,000
広報展開	リーフレット作成・配布:1,500千円 動画作成:4,500千円	○リーフレット作成・配布:1,500千円 ○動画作成:4,500千円 ※毎年度、状況に応じてリニューアル・更新を想定	13[1]	6,000
事務的経費				8,000
概要パンフレット等 デザイン委託	32ページ程度、A4フルカラー	【他事例参考】	13[1]	500
概要パンフレット等 印刷製本費	約25,000部 ※各区役所、公共施設PRボックス等	【他事例参考】 単価:120円×25,000部	11[4]	3,000
視察経費	海外視察	外国旅費(2か所を想定)	9[4]	2,000
	国内視察	現地対応等(2か所を想定)	13[1]	1,000
	国内旅費(国内2か所を想定)	国内旅費:500千円(国内2か所を想定)	9[2]	500
協議会等運営	有識者謝金等	【謝金基準】実施方針の検討等	8[1]	700
	食糧費(お茶代)	食糧費(お茶代)	11[3]	10
その他準備経費	体制強化に係る準備経費等	備品の購入等	18[1]	290

【主な想定スケジュール】

R1・・・各種調査・分析等、RFC、実施方針策定及び公募要項策定

補正額

260,000

# 9月補正事業別予算要求書(歳入歳出)

令和元年度 [ 政策 局]

事業名	特記事項	〔補正理由及び概要〕
IR(統合型リゾート)推進事業		IR(統合型リゾート)に向けた本格的な検討・準備に伴う補正

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
現計予算額	-	-	-	-	-	-	-
執行見込額	260,000	-	-	-	-	-	260,000
今回補正要求額	260,000	-	-	-	-	-	260,000

事業の概要	IR(統合型リゾート)の実現に向けて、山下ふ頭を立地場所として、特定複合観光施設区域整備計画の認定申請に向け、検討・準備を進める。
-------	---

(要求内容)

## 1 令和元年度事業概要

- アドバイザー支援・・・競争力強化に向けた分析など専門的な調査分析や実施方針の策定業務支援等
- 法務支援・・・各種法務支援、分析等
- インフラ・交通アクセス等検討調査・・・交通アクセス対策等検討調査、測量等
- 懸念事項対策・・・依存症実態調査
- 広報関連・・・広報よこはまの配布、市民説明会の開催等
- その他事務・・・印刷製本、有識者会議等の開催など

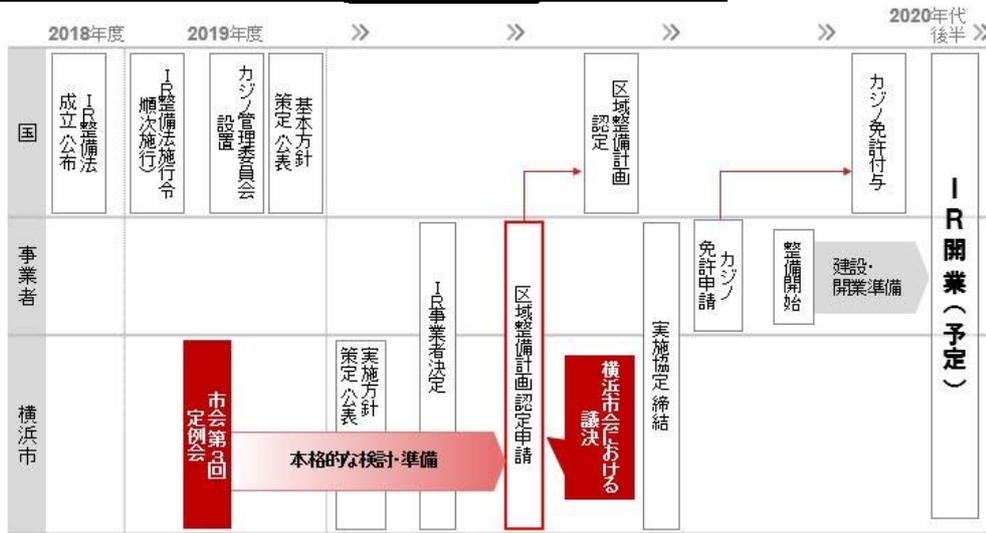
## 2 補正内容

(単位:千円)

項目	R1年度【当初】	R1補正見込【9月】	R1補正後【現計】
アドバイザー支援	-	77,000	77,000
法務支援	-	40,000	40,000
交通・アクセス対策等検討調査	-	75,000	75,000
懸念事項対策	-	30,000	30,000
広報関連	-	30,000	30,000
その他事務費	-	8,000	8,000
計	-	260,000	260,000
財源内訳			
国費	-	-	-
県費	-	-	-
その他特定財源	-	-	-
市債	-	-	-
一般財源	-	260,000	260,000

## 3 スケジュール

※現時点での想定スケジュール



事業別補正予算積算書

(様式 1-②)

(単位：千円)

款 項 目	補 正 後 の 積 算	補 正 前 の 積 算	増 △ 減	増 減 理 由
<b>【歳入】</b>				
	計 0	計 0	0	
	計 0	計 0	0	
<b>計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>【歳出】</b>				
<b>8 節 報償費</b>	計 700	計 0	700	
有識者謝金等	700	0		
<b>9 節 旅費</b>	計 2,500	計 0	2,500	
(2)普通旅費	計 500	計 0		
視察経費（国内）	500	0		
(4)外国旅費	計 2,000	計 0		
海外視察経費（国外） （2か所を想定）	2,000	0		
<b>11 節 需用費</b>	計 9,010	計 0	9,010	
(3)食糧費	計 10	計 0		
有識者等接遇	10	0		
(4)印刷製本費	計 9,000	計 0		
IR市民啓発用配布資料印刷 （広よこ特別版を全戸配布）	6,000	0		
概要パンフレット印刷 （各区役所、公共施設PRボックス等配布）	3,000			
<b>12 節 役務費</b>	計 40,000	計 0	40,000	
(4)手数料	計 40,000	計 0		
法務支援	40,000	0		
<b>13 節 委託料</b>	計 207,500	計 0	207,500	
(01)費用	計 207,500	計 0		
アドバイザー支援	77,000	0		
交通・アクセス対策等検討調査、測	40,000			
土地価格調査	35,000			
ギャンブル等依存症対策実態調査	30,000			
市民説明会等運営委託	6,000			
市民啓発用資料各戸配布委託	12,000			
広報リーフレット作成・配布	1,500			
広報動画作成	4,500			
概要パンフレットデザイン委託	500			
海外視察関連現地対応等経費	1,000			
<b>18 節 備品購入費</b>	計 290	計 0	290	
(01)庁用備品	計 290	計 0		
体制強化に係る準備経費等	290	0		
<b>計</b>	<b>260,000</b>	<b>0</b>	<b>260,000</b>	

平成29年度

集客実人員調査及び観光動態消費動向調査報告書

平成30年

横浜市文化観光局

## ◆ 聞き取り調査の概要

### (1) 調査目的

- ア 実効性のある新たな観光振興施策の展開や施策効果の検証を図るため、国内外から横浜を訪れる観光客の動態や回遊性、立寄り先、消費額等を定量的に把握・評価し、観光入込客数の実人数算出のための係数を算出する。
- イ 観光産業の振興を図るための実態分析、施策立案のための基礎資料とする。また、観光が横浜経済に貢献している実態を数値的に明らかにすることを目的とする。
- ウ 横浜を訪れる観光客の動態や回遊性、立寄り先、消費額等を定量的に把握し、観光入込客数及び消費金額を把握する。

### (2) 調査方法

横浜市内の観光施設10か所で来街者（日本人に限る）に対して対面聞き取り調査

### (3) 調査時季及び期間（春季・夏季・秋季・冬季の年4回、平日2日、休日2日、計16日間）

第1回 (春季)	平日	平成29年5月24日（水）／晴れ
		平成29年5月25日（木）／曇り
	休日	平成29年5月20日（土）／晴れ
		平成29年5月21日（日）／晴れ（一部 5月27日（土）／晴れ）
第2回 (夏季)	平日	平成29年7月19日（水）／晴れ
		平成29年7月20日（木）／晴れ
	休日	平成29年7月15日（土）／晴れ
		平成29年7月16日（日）／曇り
第3回 (秋季)	平日	平成29年9月20日（水）／曇り
		平成29年9月21日（木）／晴れ
	休日	平成29年9月16日（土）／曇り
		平成29年9月23日（土）／曇り
第4回 (冬季)	平日	平成29年12月13日（水）／晴れ
		平成29年12月14日（木）／晴れ
	休日	平成29年12月9日（土）／晴れ
		平成29年12月10日（日）／晴れ

## (4) 調査場所（横浜市内の観光施設10か所）

エリア	施設名
みなとみらい・桜木町	ランドマークタワースカイガーデン（中区みなとみらい） 横浜赤レンガ倉庫（中区新港1-1）
山下・関内	横浜マリンタワー（中区山下町15） 山下公園（中区山下町279） 横浜中華街（中区山下町）
山手・本牧	港の見える丘公園（中区山下町114） 三溪園（中区本牧三之谷58-1）
磯子・金沢	横浜・八景島シーパラダイス（金沢区八景島）
横浜北部	新横浜ラーメン博物館（港北区新横浜2-14-21） よこはま動物園ズーラシア（旭区白根町1175-1）

## (5) 回答獲得数

各調査場所で季節ごとにおおむね100票以上の回答を得た。

	調査場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
		ランドマークタワースカイガーデン	横浜赤レンガ倉庫	横浜マリンタワー	山下公園	横浜中華街	港の見える丘公園	三溪園	シーパラダイス 横浜・八景島	新横浜ラーメン博物館	よこはま動物園 (ズーラシア)	
春季	平日	60	60	60	60	60	64	60	65	60	60	609
	休日	60	61	60	60	60	60	64	60	60	60	605
	計	120	121	120	120	120	124	124	125	120	120	1,214
夏季	平日	55	60	60	60	60	60	60	60	60	60	595
	休日	55	60	60	60	60	60	60	60	60	60	595
	計	110	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,190
秋季	平日	51	60	60	60	60	60	60	60	60	60	591
	休日	56	60	60	60	60	55	60	60	60	56	587
	計	107	120	120	120	120	115	120	120	120	116	1,178
冬季	平日	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	550
	休日	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	550
	計	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	1,100
合計		447	471	470	470	470	469	474	475	470	466	4,682

なぜ、外国人宿泊者数が少ない根拠として、観光庁の調査を使い、日帰り観光客が少ない根拠として、横浜市の調査を使ったかが分かる資料

国の「宿泊統計調査」は、ホテルや旅館などの宿泊施設に調査票を送付する形式で行っています。

各宿泊施設の所在地情報が市町村単位であるため、都道府県と市町村の数値を比較することが可能となっています。

一方、国が行う「旅行・観光動向調査」では、旅行の目的地を都道府県単位で回答する回答様式となっており、市町村単位でのデータ収集は行っておりません。

そこで、横浜市の日帰り割合や観光消費額を他の都道府県等と比較するうえで、参考値として、調査目的が同一でかつ調査項目が類似している国の「旅行・観光動向調査」を使用しました。